

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年11月1日

国立研究開発法人  
国立精神・神経医療研究センター  
理事長 水澤 英洋

### 1. 競争に付する事項

#### (1) 契約件名及び予定数量

2020年外国雑誌 The Cochrane Library (DB) 1式 外61件  
別紙内訳書の通り

#### (2) 契約件名の仕様等

入札説明書及び仕様書による

#### (3) 履行期間

自) 令和2年 1月 1日  
至) 令和2年12月31日

#### (4) 履行場所

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

#### (5) 入札方法

①第一交渉権者の決定は区分毎（A～S）の調達にかかる総価をもって行う。したがって全てのタイトルについて仕様書に示すとおり調達可能な場合に限り、その区分の入札に参加することとし、区分内に調達不可能なタイトルがある場合はその区分については辞退とすること。

②第一交渉権者の決定は、最低価格方式をもって決定する。

入札書内訳書に記載された各区分の合計金額（税抜）をもって第一交渉権者を決定する。このため、入札書とともに各区分の金額（ライセンス料、委託手数料、合計金額）を記載した内訳書を提出すること。また、入札書内訳書については、データファイルにおいても提出することとする。

なお、代金の支払いにかかる振込手数料については、契約した事業者の負担とするので、入札書に記載する金額は必要に応じてこれを見込んだ金額を記載すること。

③契約価格決定後、タイトル毎のライセンス料、委託手数料、消費税等の内訳明細を、各契約業者は提出すること。

## 2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項等

- (1) 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター契約事務取扱細則第6条及び第7条の規定に該当しないものであること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第6条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- (ア) 資格審査申請書又は添付書類等に虚偽の事実を記載した者
  - (イ) 経営の状況又は商取引における信用性が極度に悪化している者
- (3) 当該年度における全省庁統一資格において「物品の販売」にかかるA、B、C等級のいずれかに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。

## 3. 入札及び契約条項を示す場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒187-8551 東京都小平市小川東町4-1-1  
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター  
財務経理部財務経理課 第一契約係 田村  
TEL 042-341-2712（内線 2131）

- (2) 入札書類の交付期間

令和元年11月1日～令和元年11月22日  
9時00分～12時00分、13時00分～17時00分  
ただし、土・日・祝祭日を除く。

- (3) 入札書類の交付方法

3. (1) の交付場所にて交付、または電子媒体をメールにて配布

- (4) 入札書の受領期限

令和元年11月22日（金）15時00分

- (5) 開札日時及び場所

令和元年11月25日（月）13時30分  
中央館2階 第1会議室

## 4. その他必要な事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除する
- (3) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格者の無い者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) 契約の相手方の決定方法  
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター理事長が本公告及び入札説明書等に示した業務を履行できるか判断した入札者であって、本契約事項に関する仕様書等に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者を交渉権者とするが、交渉権者が複数の場合は、申込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとする。  
また、第一順位の交渉権者（以下、「第一交渉権者」という。）の申込みの価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることがある。  
契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。  
ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うことができる。
- (6) その他  
詳細は入札説明書等による。